日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2014. 03. 08

No.14-024

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

第２章　第２－１

将来の人員の必要数増や、退職者数増が予測された場合、解雇は許されない

高裁 最終準備書面シリーズ８

解雇後の人員状況を考慮する多くの裁判例

実際に、我が国の裁判例においても、解雇の翌年度に新規採用をしたという事実関係に基づき人員削減の必要性を否定した裁判例や、
解雇後の退職等の人員状況の事実関係に基づき、将来の退職者増の予測など解雇時点でも認識できた事情を考慮すべきであるとした裁判例が存し、解雇後の事情についても考慮しているのである。

また、…解雇後に新規採用した場合には人員削減の必要性が否定される傾向が強いうえ、将来の退職者増の予測など『本件解雇時点でも認識できた』事情を考慮すべきであると判示する裁判例もある

（既に述べているように）解雇当時、…更生計画案で予定された運航乗務職の人員計画は実現していた。本件整理解雇時点において、運航乗務員を削減する必要性はなかったのである。

希望退職募集の目標数未達をもって人員削減の必要性があるとするJALの主張を前提としても、既に述べたJALの業績回復・経営状況や４～５年先を視野に入れた運航乗務員養成の特殊性に鑑みれば、本件整理解雇の必要性はなかったというべきである。

首都圏発着枠拡大による路便・機材数増と運航乗務員の必要数増加の見通しをJALは当時から持っていた

更生計画案作成当時、が予定され、
…羽田空港について、第４滑走路の整備に拠る容量拡大、２４時間国際拠点空港化、２０１０年１０月以降の発着数増加、
成田空港について、アジア有数のハブ空港としての地位を確立するため、…容量拡大を進めていくことが謳われていた。

航空各社は、…燃費などの効率がよい中小型機を導入し、ダウンサイジング化して、運航頻度を増やす戦略へ推移していた。（これら）に対応するためには、運航乗務員の人員計画上、運航乗務員の必要数を増やさなければならない

JALも、更生計画案に、羽田発着枠拡大をにらんで需要を確実に取り組んでいくという趣旨を明記し、首都圏発着枠増大に伴い路便を増やす方針を立てていた。

実際にも、更生手続中から、中型機であるボーイング７８７型機等の導入を決め、７７７型機から７８７型機への移行訓練等を予定していた。

JALは、２０１０年６月末の交渉などにおいて、２０１１年度は機材６機増＝＋９６人、２０１２年度は６機増＝＋８０人、トータルで１７６名も運航乗務員の必要数が増加すると説明していた。

つまり、本件整理解雇が実施された２０１０年度下期における乗員の必要数は、「一時的」なものに過ぎず、解雇後に、乗員の必要数は徐々に増えていく見通しであった

事業規模縮小は「一時的」なものに過ぎなかった

解雇後に明らかとなった事業規模拡大の中期計画

JALは、…２０１２年２月１５日に発表した「…中期経営計画」において、２０１０年中に既に周知の事実であった首都圏発着枠増加を「大きなビジネスチャンス」と説明し、…増便、新規開設といった規模拡大を明確に打ち出した。
そして、路線の新規開設、増便に伴い、国際線の便数については２０１１年度対比で２０１６年度は２１％増、国内線の便数については…５％増という数値を示していた。

中期経営計画を受けて、運航本部は、…ＪＡＬグループの運航乗務員の必要数について、「２０１６年度に向けてパイロットベースで１０％増となります。」と説明している。

運航乗務員の必要数増も、路便計画や機材計画同様、解雇後に突如として生じたものではなく、更生計画案を作成した当初から予定されていたことの延長に過ぎない。JALが、本件整理解雇の時点で、運航乗務員の必要数増の見通しをもっていたことは明らかである。

解雇時点でも認識できた将来の退職者増（人員流出）

JAL本体では、２０１１年度は３８名、２０１２年度は６３名、合わせて１０１名もの運航乗務員が退職した。

機長昇格訓練中断や新人事賃金制度といった流出原因は、解雇当時既に決まっていた事情である。
（また）、２０１０年１２月には、ジェットスターアジアやスカイマークなどの航

空他社が中途採用を本格化させたことも含め、流失の発生は十分予測可能だったはずである。

実際にも、２０１０年１１月１０日の事務折衝において、機構担当者は、「人員調整した会社では、その後離職率が増えるという現実もある」といった認識を示していた

解雇当時、JALは、人員流出を含めた有効配置数減少のリスクを抱え、そうしたリスクを十分認識可能であった。

■タイトルは、世話人による

■理解しやすくするために「原判決」を「地裁判決」に、「原審」を「地裁」に、「被控訴人」を「JAL」に置き換えました

■**「控訴人」は地裁における「原告」です**

2014 年もこれまで同様、

カンパ及び活動への参加を

お願いいたします

カンパ宛先等の情報

http://jalfltcrewob.web.fc2.com/kampa.htm

今後の日程

5 月　15 日（木）

控訴審　客室乗務員判決

東京高裁　101 号法廷

13 時 30 分より

5 月　19 日（月）

不当労働行為裁判

東京地裁　527 号法廷

13 時 10 分より

6 月　5 日（木）

控訴審　パイロット 判決

東京高裁　101 号法廷

13 時 30 分より